

平成 30 年度

第 6 回東かがわ市農業委員会議事録

平成 30 年 9 月 20 日

東かがわ市農業委員会

## 東かがわ市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年9月20日(木)午後1時25分から午後2時00分

2. 開催場所 東かがわ市役所3階 大会議室

3. 出席委員(15名)

会長	1番	三谷 正一	11番	木村 政光
職務代理	2番	田村 照栄	13番	藤崎 皓一
	4番	田中 稔	14番	古井 清二
	5番	水田 武雄	15番	神崎 康光
	6番	田中 利明	16番	有馬 宏紀
	7番	井戸 等	17番	岩井 伸明
	8番	清水 祥用		
	9番	井内 淳一		
	10番	細川 良照		

4. 欠席委員(2名)

3番	久保 博	12番	中野 勇二
----	------	-----	-------

5. 議事日程

第1 署名委員の指名について

第2 議案第1号 使用貸借に係る農地返還通知について  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第5号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について  
議案第6号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取について  
議案第7号 農業経営改善計画認定に係る意見聴取について

第3 その他

10月農業委員会の開催日について

6. 農業委員会事務局

七條 政文 寒川 和之 盆子原理華 板嶋 隼奨 六車 浩之

7. 会議の概要

事務局長	<p>それでは、ご案内の時間より少々早いですが、本日出席していただける委員全員そろいましたので、ただいまより平成30年度第6回東かがわ市農業委員会を開催いたします。</p> <p>本日、久保委員、それと中野委員から欠席届が提出されていますこと、ご報告申し上げます。</p> <p>本日の資料でございますけれども、先にお配りしております議案書のみで、追加の資料はございません。</p> <p>それでは始めさせていただきます。三谷会長、よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>失礼いたします。今日は、公私ともに何かとお忙しい中を、平成30年度第6回東かがわ市農業委員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございました。</p> <p>また、日頃は農地パトロールなどを通じまして、委員会の各事業に格別のご理解をいただきまして、誠にありがたく厚く御礼を申し上げたいと思います。</p> <p>それでは、ただいまより開会をいたしますので、先に送付させていただいております議案によりまして順次ご提案申し上げますので、ご審議を賜りましてご決定をいただきますようお願い申し上げます。お集まりいただきましてありがとうございました。</p> <p>それでは、議事日程によりまして順次進めてまいりたいと思います。</p> <p>日程第1の署名委員の指名でございますが、私のほうから恒例によりましてご指名をさせていただきたいと思いますが、別段ご異議ございませんか。</p>
	(異議なし)
会長	<p>ありがとうございます。それでは、4番 田中稔委員と5番 水田武雄委員、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、日程第2の議案のほうへ入ってまいりたいと思います。</p> <p>議案第1号 使用貸借に係る農地返還通知について、今日は3件ございます。事務局より説明を申し上げます。</p>
事務局	<p>失礼いたします。議案第1号 使用貸借終了農地返還通知について、ご説明いたします。議案書は1ページです。</p> <p>農地の使用貸借権、いわゆる無償での貸し借りを、期間満了を迎えず解約する報告が3件ございます。</p> <p>申請番号1番、貸し手、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>様、借り手、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>  <span style="background-color: black; color: black;">                    </span>様。申請地は<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>田1筆、面積2,079平方メートルのうち381.28平方メートルです。平成28年2月から6年間の使用貸借権の設定をしておりましたが、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>の用地買収のため合意解約です。</p> <p>申請番号2番、貸し手、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>様、借り手、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>  <span style="background-color: black; color: black;">                    </span>様。申請地は<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>田1筆、面積2,079平方メートルのうち381.28平方メートルです。平成28年4月から5年10か月間の使用貸</p>

	<p>借権の設定をしておりましたが、[REDACTED]の用地買取のため合意解約です。</p> <p>申請番号3番、貸し手、[REDACTED]様、借り手、[REDACTED]様。申請地は[REDACTED]田3筆、合計面積3,508平方メートルです。平成27年6月から6年間の使用貸借権の設定をしておりましたが、労力不足のため合意解約です。次案件は翌月以降になります。</p> <p>以上、ご審議よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>議案第1号につきまして説明が終わりましたが、双方合意の上での書類提出となっているものでお認めをいただきたいと思ひます。なお、申請番号3番につきましては、今、次の人が大体決まっているようでございますけれども、調整中ということで来月議案として挙がってまいる予定になっておりますので、申し添えておきたいと思ひます。</p> <p>議案第1号につきまして、別段ご異議ございせんか。</p>
	(異議なし)
会長	<p>ご異議がないようでございますので、許可相当として処理をいたしたいと思ひます。</p> <p>それでは、続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、今月は1件でございます。事務局より説明を申し上げます。</p>
事務局	<p>失礼いたします。議案第2号 農地法第3条許可申請について、ご説明させていただきます。議案書は2ページです。</p> <p>農地法第3条許可申請は、農地を農地として耕作目的で権利移転または設定しようとするものでございます。今月は、所有権移転贈与が1件でございます。</p> <p>申請番号1番、所有権移転贈与の案件です。</p> <p>譲渡人は[REDACTED]様ほか1名、譲受人は[REDACTED]様。申請農地は[REDACTED]から北東約75メートルに位置します[REDACTED]地目は畑、面積175平方メートルでございます。農地取得後の作目は、野菜一般。所有する農機具は耕運機、トラックを各1台所有、農作業歴は20年、通作距離は10メートル。申請農地取得後の経営面積は5,922平方メートル、農作業常時従事日数は250日となっております。</p> <p>以上1件につきまして、譲受人は農地法第3条第2項各号に定める耕作に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作を行うことが認められるか、いわゆる全部効率利用要件、信託の引き受けには該当していないか、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるか、いわゆる農作業常時従事要件、耕作の事業に供すべき農地の面積が農業委員会が定める別段面積40アールを下回っていないか、いわゆる下限面積要件、最後に周辺農地における農地の利用に支障がないかの5点について要件を満たしていると考えられ、</p>

	<p>権利移動は適当であると思われます。</p> <p>以上、ご審議をお願いいたします。</p>
会長	<p>議案第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。ご審議をいただきますが、その前に地元委員の補足説明をよろしくをお願いいたします。</p>
水田委員	<p>9月14日に、たまたま■■■■から■■■■さんご夫妻が帰っておりまして、それとあと■■■■さんの3人といろいろな話をしましたが、別段問題ないと思います。ただ、この田んぼは、ちょうど■■■■さんの家の真ん前で、ほかの人がもらった場合、他人の土地を通るようなことになるので、今回の場合一番良かったかなと思います。別にごさいません。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。補足説明をいただきましたので、お諮りをいたしたいと思います。</p> <p>議案第2号につきまして、別段ご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>異議なしと認めまして、許可相当として処理をいたしたいと思います。</p> <p>それでは、続きまして、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明を申し上げます。</p>
事務局	<p>失礼します。議案第3号 農地法第4条の許可申請について、ご説明いたします。議案書の3ページをお開きください。今月は2件の申請となります。なお、この2件につきましては、6月開催の総会資料と同様の内容になりますので、議案書資料については省略させていただいております。</p> <p>まず、申請番号1番、申請者は■■■■様、申請地は■■■■地目は畑、面積は232平方メートルで、6月の総会開催以降分筆して、地番面積が確定したものでございます。申請地は、■■■■の南西約350メートルに位置する第2種農地となります。転用の目的は、現在の宅地では車両進入路の幅員が狭く、十分な駐車場所が確保できていない中、親族の介護に係る車両の進入や所有車両の増加により、新たな車両置き場や車両の転回場を必要とするものでございます。排水については、雨水はため枿を設置して既設水路に放流、申請地からの汚水の発生はございません。また、造成による土砂流出の防除措置として、隣接農地との境界の法面には安定勾配を確保いたします。</p> <p>続きまして、申請番号2番、申請者は■■■■様、申請地は■■■■地目は畑、面積は399平方メートルとなります。申請地は、■■■■の東約650メートルに位置する第2種農地で、住宅1棟平屋建ての一部及び倉庫1棟2階建てが既に建設されている無断転用の案件となります。転用の経緯は、平成6年頃に子の住宅用地として、隣接する申請者宅地と一体利用するために、住宅の一部及び倉庫に転用したもので、今般、転用手続きを経ていないことが発覚し、事後とはなりますが、</p>

	<p>転用許可を得ようとするものでございます。排水については、雨水はため枥を設置して既設水路に放流、申請地からの汚水の発生はございません。</p> <p>以上2件につきましては、立地基準及び一般基準に適合しており、被害防除計画も妥当であり、隣接する関係者との調整も完了しております。また、申請番号2については無断転用ということで始末書の提出もでございますことから、計画は妥当であると思われま。</p> <p>以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
会長	<p>議案第3号につきまして、事務局の説明が終わりましたので、ご審議をいただきたいと思ひます。2件とも6月20日の定例会で、農振除外の折にご審議いただいた案件でございます。</p> <p>まず、申請番号1番を議題にいたします。その後、別段変更ございませんか。地元委員、補足説明よろしくお願ひします。</p>
水田委員	<p>9月15日に■■■さんと一緒に確認しまして、全部図面も確認して問題ないと思ひます。ただ、その向かい側の土地が岡田さんのお父さんの土地だったんですけど、たまたまそこを通らなければ田んぼへ入れないということで、トラクターとかコンバインが通れるだけの余裕を残してくれという条件で納得しました。そういうことで、別に問題ございません。よろしくお願ひします。</p>
会長	農振除外から別段変更ございませんか。
水田委員	大丈夫です。
会長	<p>補足説明をいただきましたが、別段問題ないというような補足でございます。</p> <p>お諮りをいたしますが、申請番号1番につきまして、別段ご異議ございませんか。</p>
	(異議なし)
会長	<p>異議なしと認めたいと思ひます。</p> <p>それでは、続きまして、申請番号2番を議題にいたしたいと思ひます。地元委員、補足説明よろしくお願ひいたします。</p>
井内委員	<p>9月15日に、■■■さん本人在宅でしたけれども、息子さんにお話をいたしました。除外申請のときと何ら変更なしということで、問題ないかと思ひます。よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。補足説明をいただきましたが、申請番号2番につきましても、別段問題ないという補足をいただきました。</p> <p>お諮りをいたしますが、申請番号2番につきまして、別段ご異議ございませんか。</p>
	(異議なし)
会長	<p>ありがとうございました。それでは、申請番号2番につきましても、別段ご異議なしとして処理をいたしたいと思ひます。2件とも許可相当として進</p>

	<p>達をしていきたいと思ひます。</p> <p>それでは、続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をいたします。</p>
事務局	<p>失礼します。それでは、議案書の4ページをお開きください。今月は1件の申請となります。なお、この1件につきましても、6月開催の総会での農振除外の資料と同様となりますので、議案書資料については省略させていただいております。</p> <p>それでは、申請番号1、譲渡人は[REDACTED]様、譲受人は[REDACTED]様。申請地は[REDACTED]地目は田、面積は490平方メートル。[REDACTED]の東約650メートルに位置する第2種農地で、権利移動は使用貸借権の設定です。なお、当該農地につきましては、6月の総会開催以後、分筆して地番及び面積が確定しているものでございます。転用の目的は、住宅1棟平屋建て、建築面積127.57平方メートルの建設です。申請理由は、譲受人の子の成長に伴い、現在の居宅が手狭になってきたことから、隣接に両親等が居住する申請地で新たに住宅建設を計画するものでございます。排水については、雨水はため柵を設置して既設水路に、汚水は申請地隣接の道路内下水道管に接続して放流。造成による土砂流出防除措置として、既設擁壁を使用するほか、農地との境界には土留めとして盛土を施工いたします。本申請については、立地基準と一般基準に適合しており、また被害防除計画も妥当であるほか、隣接農地の関係者との調整も完了しており、計画は適当であると思われまひます。</p> <p>以上、ご審議のほどお願いいたします。</p>
会長	<p>事務局の説明が終わりましたので、ご審議をいただきたいと思ひますが、これにつきましても、地元委員、補足説明をよろしくお願いいたします。</p>
井内委員	<p>前案件と同じく、9月15日にお話を伺ひました。[REDACTED]さんは遠方のため、この日家におりました父親の[REDACTED]さんにお話をいたしました。前回の除外申請のときと何ら変更なしということで、よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。議案第4号につきましても、6月20日の定例総会で農振除外のご審議いただいたものでございますが、その後問題、変更ないというような補足説明をいただきました。</p> <p>お諮りをいたしますが、議案第4号につきましても、別段ご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>これにつきましても、異議なしと認めてまいりたいと思ひます。よって、許可相当として処理をいたしたいと思ひます。</p> <p>それでは、続きまして、議案第5号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画についてを議題にいたします。今回は13件33筆でございます。事務局より説明を申し上げます。</p>

事務局	<p>失礼いたします。議案第5号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について、合計にて報告いたします。議案書は5ページから7ページです。</p> <p>賃借権の設定、新規1件、更新4件、使用貸借権の設定、新規6件、更新2件、合計13件33筆、面積30,460平方メートルです。公示日は9月28日を予定いたしております。</p> <p>以上、よろしくご審議お願いいたします。</p>
会長	<p>説明が終わりましたが、公示を9月28日をもって行いたいと思っております。双方合意の上での書類提出になりますし、[ ]を含めた全ての案件でございます。</p> <p>これにつきまして、別段ご異議ございませんか。</p>
	(異議なし)
会長	<p>ありがとうございます。議案第5号につきましても、別段異議なしということでございますので、認めてまいりたいと思います。</p> <p>それでは、続きまして、議案第6号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取について、4件7筆でございます。議案第5号の中でありました [ ] [ ]の5件のうちの4件につきまして、貸出先の詳細でございます。事務局より説明を申し上げます。</p>
事務局	<p>失礼いたします。議案第6号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取について、合計にて報告いたします。 [ ] から耕作者への貸し付けの計画案です。議案書は8ページです。</p> <p>今月は4件の配分計画案がございます。賃借権の設定0件、使用貸借権の設定4件、合計4件7筆、面積6,758平方メートルです。平成30年11月1日からの借り受けを予定いたしております。</p> <p>以上、ご意見をよろしくお願いいたします。</p>
会長	申請番号5番、ちょっと補足説明をしてもらってください。
事務局	議案第5号の申請番号5番と4番につきましては、配分計画案が今月はないんですけども、こちらの農地に関しましては、4月1日からの新規就農者への配分計画案が現在整っております。
会長	以上、説明を申し上げましたが、適当である旨を答申していきたいと思っておりますが、別段ご異議ございませんか。
	(異議なし)
会長	<p>それでは、そのような処理をさせていただきたいと思います。</p> <p>それでは、続きまして、議案第7号 農業経営改善計画認定に係る意見聴取について、今月は新規3件がございます。事務局より説明を申し上げます。</p>
事務局	<p>失礼いたします。議案第7号 農業経営改善計画認定に係る意見聴取について、説明いたします。議案書は9ページです。</p> <p>申請者の1人目は、新規で [ ] 様。 [ ] 在住で、目標営農類型としまして、水稻、野菜、畜産 [ ] です。それから、目</p>



	<p>標作付面積としまして、水稲 [ ]アール、大根、白菜、黒豆 [ ]アール、菌床シイタケ [ ]床、原木シイタケ [ ]本、 [ ]羽、 [ ]羽。5年後の目標としまして、農業所得 [ ]万円、労働時間 [ ]時間となっております。</p> <p>2人目、新規で [ ]様。 [ ]在住でございます。目標営農類型として、ブロッコリー、水稲、ネギ、アスパラガス、目標作付面積として、ブロッコリー [ ]アール、水稲 [ ]アール、ネギ [ ]アール、アスパラガス [ ]アール。5年後の目標としまして農業所得 [ ]万円、労働時間は [ ]時間となっております。この方については、これまで露地野菜を中心に農業を行ってまいりましたが、今後、施設野菜を加えてご家族で取り組んで経営の安定を目指しております。</p> <p>3人目、新規で [ ]様です。 [ ]在住です。目標営農類型としまして、水稲、ニンニク、サトウキビ、ブロッコリー、目標作付面積としまして、水稲 [ ]アール、ニンニク 25アール、サトウキビ [ ]アール、ブロッコリー [ ]アール。5年後の目標の農業所得としまして [ ]万円、労働時間は [ ]時間です。この方は、これまでニンニク、サトウキビの栽培を中心に行っておりましたが、ブロッコリー等新品目の導入を行い、規模の拡大を目指していく予定です。</p> <p>当案件の計画につきましては、香川県の基本計画及び市の基本方針に基づき、香川県東讃農業改良普及センターの職員の指導のもと、それぞれご本人様と協議を行った結果でございます。</p> <p>以上、ご審議くださいますようお願いいたします。</p>
	(異議なし)
会長	<p>事務局の説明が終わりましたので、ご審議をいただきたいと思っております。なお、この認定計画につきましては、新規の方については地元の補足説明をいただくことになっておりますので、新規の申請番号1番と3番につきまして、地元委員、補足説明をお願いいたします。</p>
井内委員	<p>9月15日に、ご本人にお会いしてお話を伺いました。ご本人、本年3月末で退職されまして、ご主人も来年3月に退職ということで、数年前から [ ]とか [ ]なところが入ってますので、その辺についてちょっとお話を聞きました。箱物については、ここ数年前から、処分場とか倉庫でありますとか物置でありますとか、大分整ってきておるようでございます。母親も高齢なんですけど、水稲の水管理とか肥培関係、西東に軽トラックで農業して、健康で担ってございます。また、娘さんにつきましても、同じ敷地内に居宅を構えまして、将来の後継者に見込まれるのかなと思っております。</p> <p>それと解体につきましては、近々に講習会等、何回かあるそうございまして、そこで技術を習得していく予定ですということでもございました。保健所等の衛生管理のほうの申請等もなさっているようでございます。そんなことから、農業のほうはもう、お子さんとともに [ ]のほうも20数年やってお</p>

	<p>られてるそうで、今後の事業につきまして相当なものが見込めるのかなと思っております。以上です。よろしくお願いいたします。</p> <p>それと、申請番号3番につきましては、<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>さん、現在、<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>になっております。台風とか自身の研修でありますとか大きな雨以外は、毎日田んぼに出て農作業にいそしんでおられます。問題ないかと思えます。よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。申請番号1番と3番の方の経営体についてお話をいただきましたが、この案件につきましては、別段ご異議ございませんか。よろしいでしょうか。</p>
	(異議なし)
会長	<p>ありがとうございました。それでは、申請番号2番の案件につきまして、地元委員、補足説明をよろしくお願いいたします。</p>
清水委員	<p>9月16日に電話で聞いてみました。別に問題ないと思えます。よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。申請番号2番につきましても、別段問題ないということでございます。</p> <p>お諮りをいたしますが、申請番号1番から3番までにつきまして、計画は適正である旨を答申いたしたいと思えますが、別段ご異議ございませんか。</p>
	(異議なし)
会長	<p>それでは、そのように処理をさせていただきたいと思えます。</p> <p>それでは、続きまして、日程第3 その他のほうへ入りたいと思えます。</p> <p>まず、10月の農業委員会の開催の予定日につきまして、10月19日金曜日を予定いたしておりますので、ご予約をお願いいたしたいと思えます。</p> <p>その他で、局長のほうからお話があるそうでございます。</p>
事務局長	<p>まず1点目が、ご存じのように、平成30年産米の出荷が始まっております。JAの仮渡金をご存じのとおりだろうと思えますけれども、コシヒカリの場合1等が1万3,200円、2等が1万2,600円、3等が1万1,700円、これは60キログラム当たりの単価でございます。ご存じのとおり、昨年度より若干、300円か400円、どの等級も単価が上がるということでございますけれども、どうもJAの職員さんからお聞きしますと、一番最初に大内地区において蔵前出荷があったそうなんです。一応、3,000袋ぐらい出たそうなんですけれども、1等米が1袋もなかったということでございました。逆に、2等米の話をするよりか3等米の話のほうをされまして、どうも3等米が1,700袋ぐらいあったということで、全体の6割ぐらい占めるということで、等級の単価が上昇しても、等級が下がったもんで、農家のほうには収入増になってないというのが現状というお話を聞きました。以前から、JAのほうにつきましては、コシヒカリについてはなかなか早期米として難しいということで、今回もその2等米から3等米に落ちた理由が、カメムシとかい</p>

う話でないんですね。今もうカメムシについては式選別でほとんどしてますんで、どうも高温障害で2等か3等に落ちるとということでございます。もうコシヒカリが限界に来ると、特に今年ちょっとひどうございました。夏の高温障害、ずっと暑くて水が、全く雨が、異常と言ったら今年は異常なんでしょうけれども、そろそろ限界が来ているということで、ご存じのとおり、JAにつきましては、コシヒカリの代替米としてあきさかりのほうを推奨しとんですけれども、どうもうちの会長さんのほうが、結構今回試験的に作るとるらしいんですけども、このあきさかりについてもあまり感觸的には良くないということで、あとからまた会長さんに聞いていただいたらわかるんですけれども、どうしたもんかなということ、今後、私ども市としましても、JAとともに、この高温障害含めて、あきさかりも含めて普及センター含めて考えていかないかなと思っております。

それから2点目、これはお願い方々なんですけれども、暑い中ご無理言って農地パトロールをしていただいております。まだ先ありますので構いませんけれども、今年からタブレットいうことを導入させていただきました。何分初めての挑戦といえますか、試行錯誤やっとなるような状況の中で、タブレットを使った方につきまして、改良点、問題点、意見等ありましたら言っていただいたら、来年度に反映したいなと思っております。全てが聞き入れられるもんでもない、また改良につきましては、ソフトの開発ということでまたお金が要る話もありますもんで、また相手の業者にも聞かなんだらいかんですけれども、その点、今回使ってみて、この辺こうしたらええぞということを書いていただければ、また来年度の予算に反映したいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、3点目ですけれども、実はこれ全く農業とは関係ないということはないんですけれども、9月9日に岐阜県岐阜市のほうで養豚場において豚コレラが発生しました。これ、去年香川県である鳥インフルみたいなもんでございます。その養豚場におきましては、500頭以上の豚を即日殺傷処分したんですけれども、どうも近くの野生のイノシシから同じコレラ菌が出たということで、県のほうからも、野生のイノシシで不審な死亡をしているイノシシがあったら直ちに保健所のほうにとということの情報が来ております。岐阜からここまで遠いので、なかなか飛んでくるとは思えんですけれども、近くで、この中には猟友会のメンバーさんもおられますので、野生のイノシシで何か変な死に方がありましたら、市なり保健所なり県のほうに通報のほう、よろしくお願ひしたいと思っております。なお、豚コレラに関しましては、鶏と一緒に、今流通している肉に関しましては、食べたからいうて人体に影響あるようなものでございませんで、風評被害等よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

会長	今、局長のほうからお話がありました、何からでも結構でございますので、どうぞ。
井戸委員	タブレットは私も使わせていただいたんですけど、1点だけちょっとお願いしたいことがあります。というのは、私は湊を担当してるんですけど、大きいペーパーの地図であれば、それぞれ大字で色分けしてくれとんですね。赤のラインがたしか入ったんですけど、それが入ってないんですよ。ですから、結局その.....。
事務局長	小字とか大字のライン引きですね。湊、白鳥とか松原とか帰来とか。
井戸委員	そうそう。だから、それがあるとすごく便利かなと思います。といいますのは、番地で追うていって、同じような番地でつながってよく似た番地があったから、多分これ湊だろうと入ったんですけど、帰ってみて地図広げたら白鳥行っちゃったというような状態ですので、大字で赤のラインで分けていただいたら便利かなと思います。
事務局長	はい、わかりました。
会長	ほかに別段ございませんか。
	(「なし」の声あり)
会長	なければ閉会にいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
	(異議なし)
会長	それでは、閉会を副会長のほうから申し上げます。
会長職務 代理者	皆様方のご協力をおもちまして、全議案スムーズに審議することができまして、ほんとうにありがとうございました。 閉会のところで1点だけお願いをしたいことがありまして、先日、事務局の方と農業者年金の会に参加させていただきました。農業新聞と同様、農業者年金のほうも皆様方の足をおかりしなくてはならないのですが、若い方々にまた農業者年金のほうへも加入を進めていただいたらと思っております。市のほうへも本年度の人員が来ておりますので、お一人でも多くの方に参加要望を聞いていただいたらと思っておりますので、あわせてお願いを申し上げます。本日の閉会とさせていただきます。ありがとうございました。